

再質問に対する回答(8月27日公表)

回答番号	区分	該当箇所				再質問内容	回答	
		ページ	行	当初の回答番				
1	募集要項			11	24	21	「第二四半期以降は、当初の支払いを予定しています」とは、四半期の開始の月末にお支払い頂くと解釈してよろしいでしょうか？ご教示下さい。	四半期の開始月に、請求書受領後、14日以内の支払いを予定しています。
2	募集要項			12	6	25	県はH28年度までは「実費相当額を支払い」、市は「実費精算」とありますが、両者の違いを詳しくご教示ください。	県では、平成28年度までは、当該年度光熱水費に過不足が生じた場合、原則として、当該年度協定を変更した上で過不足のない額を支払うことを予定しています。なお、詳細は協議によります。 市では、平成28年度までは、指定管理者が各供給元からの請求額について、添付資料8の計量区分により行政機関等を含め一定のグループにまとめて市に請求し、市はグループごとに予算科目等に応じて支払うことを予定しています。なお、詳細は協議によります。
3	募集要項			12	6	25	「光熱水費については、実績に応じて、年度協定の締結・変更を協議します。県施設分光熱水費は、平成28年度までは協議の上実費相当額を支払い～」とありますが、県の光熱水費について、27年度、28年度の費用が協定金額と乖離があった場合、精算するという理解でよろしいでしょうか。	県では、平成28年度までは、当該年度光熱水費に過不足が生じた場合、原則として、当該年度協定を変更した上で過不足のない額を支払うことを予定しています。なお、詳細は協議によります。
4	募集要項			13	28	28	「川越市市民会館につきましては、廃止を予定しています」とありますが、具体的な廃止予定年・月はいつごろになりますでしょうか。	文化芸術振興施設が完成しオープンした際には、出来るだけ早い時期に閉館する予定ですが、具体的な廃止年月日については未定です。
5	募集要項			21	19	36	添付資料18の第10条2項の「共通業務」とは、具体的にどのような業務を指すのかご教示下さい。	「共通業務」とは、第10条第1項に規定する(1)～(4)以外の業務で、構成する団体のすべてにかかる業務を想定しています。
6	募集要項			22	16	37	役員の記載すべき住所は、申請企業所在地でしょうか？若しくは、役員居住住所でしょうか？ご教示下さい。	「応募資格がある旨の誓約書(役員)」(様式5-2)における「住所」は、役員の住所を記載してください。
7	募集要項			25	16	51	正本一式・副本の注意書きに、ホチキス綴じ不可と記載されていますが、定款は綴じて提出してもよろしいでしょうか。	ホチキス綴じはしないでください。ただし、既存の書類(定款を含む)を添付する場合にそれが綴じてある場合はそのまま提出していただいて差し支えありません。
8	募集要項			34		59	図面の付随情報として、樹木や芝の仕様をご教授していただきましたが、新築工事図面(その1)参考数量書において、バルコニー(1)、光庭、屋上緑化にて(植栽別計上)との表記がございます。その意味が分かりかねますので教えてください。	屋上緑化部分の植栽状況については、建設工事の図面等の新築工事(その1)の図面番号A-195、196を御参照ください。なお、(植栽別計上)とは、設置を予定している灌水システムの設備費とは別に植栽費を計上しているということです。
	別紙	2	管理運営基準	15	28	115		
9	別紙	1-1	県基本協定書	6	5	63	県の「備品等(Ⅱ種)」について、「提案事項として費用を算出する」との事ですが、こちらを算出した費用は、事業収支計画書へ算入できるという理解でよろしいでしょうか。また、有料で貸出することに問題はございますでしょうか。	事業収支計画書に算入可能です。なお、指定管理料等を充てて購入した備品は、備品等(Ⅲ種)として県の備品となります。有料で貸出することの可否については県との協議により決定します。

10	別紙	1-2	市基本協定書	7	16	71	市の「備品等（Ⅱ種）」について、「提案事項として費用を算出しても事業収支計画書への算入できません」との事ですが、こちらを有料で貸出することに問題はございますでしょうか。	市の「備品等（Ⅱ種）」については、施設利用案内で料金を規定し、有料で貸出すことは可能です。ただし、料金の設定に当たっては、市の承認が必要となります。
11	別紙	2	管理運営基準	6	5	85	総合受付にて貸出を行うとありますが、添付資料2 1階平面図にある、多目的ホール入口の事務室Aはどのような用途を想定されていますでしょうか？	県の公の施設に関する管理運営事務全般に利用可能な事務室として設置しています。利用者の利便性向上、指定管理者の事務の効率化が図られるよう計画してください。
12	別紙	2	管理運営基準	11	15	95、96	図面等にて、新築工事（その1）及び新築工事（その2）とございますが、その相違点について教えてください。	本施設を、市ホールのある西側と主に庁舎機能のある東側に分割して発注したものです。
13	別紙	2	管理運営基準	12	1	97	設備機器メーカーが決定後、保守金額に大幅な相違が生じた場合には、その保守費用について県・市との協議は可能でしょうか？	原則として協議は実施しません。
14	別紙	2	管理運営基準	12	1	98	厨房施設のうち、2階のパーカウンターが設備保守点検の対象と回答されていますが、パーカウンター内の設置予定設備の概要や想定する対応業務について教えてください。	設置予定設備の概要については、建設工事の図面等の給排水設備工事を御参照ください。対応業務については、別紙2「管理運営基準」P.46を御参照ください。
15	別紙	2	管理運営基準	15	28	115	お示し頂いた植栽の本数（計画段階）から大幅な相違が生じた場合には、その保守費用について、県・市との協議は可能でしょうか？	お見込みのとおりです。
16	別紙	2	管理運営基準	25	13	159	「自主事業を助成金等の収入を受けて実施すること」と、「自主事業の収入を指定管理者の収入とすること」は差し支えないとのことですが、事業収支計画はそれらの要素を見込んで提案しなければならないという事でしょうか。	御質問の提案を行うかどうかは、申請者の判断によります。
17	別紙	2	管理運営基準	30	15	171	文化芸術振興施設についての飲食（アルコール含む）制限についてもご教示ください。	ホール諸室（ホワイエ、楽屋等）については、原則として客席を除き飲食（アルコールを含む。）を可とする運用を認めます。なお、市の公の施設内での飲食等の詳細については、協議を行った後に、施設利用案内において規定する予定です。リハーサル室については、飲食を目的とした使用は認めません。
18	別紙	2	管理運営基準	31	32	174	「市民活動・生涯学習施設」の自主事業に係る減免を行っても良いとの回答でしたが、それ以外の大ホール等の施設での自主事業についても、施設利用料等の減免を行ってもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	別紙	2	管理運営基準	44	11	191	市の施設の利用料は入場料徴収の料金割増について、入場料に合わせた段階的割増比率の提案を求められていますが、ホール以外の施設についても、設定できますでしょうか。	市民活動・生涯学習施設及び男女共同参画推進施設については、入場料徴収の場合の料金割増規定はありません。したがって、条例に規定された上限額の範囲内で、料金設定を提案してください。
20	別紙	2	管理運営基準	46	1	194	提案事業及び自主事業は原則自主採算と記載がありますが、自主事業時には施設利用料の減免はお認め頂けますでしょうか？	自主事業時においては認めます。

21	別紙	2	管理運営基準	47	6	196	県施設への自動販売機の設置については、別途公募による貸付を行うとのことでしたが、市施設においても別途公募による貸付を行うのでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	別紙	2	管理運営基準	50	7	203	「窓口を設けての受付は想定していません」とありますが、本施設の規模の利用受付及び準備作業を行うためには、ある程度の広さや利用者へ分かりやすい場所で行うことが必須と考えます。 事務所整備に費用が必要な場合は準備業務費用に組み込むという解釈で宜しいでしょうか？ また、受付場所の住民への案内については、県市よりある程度ご協力を頂けるとの解釈で宜しいでしょうか？	窓口を設けての受付は想定していませんが、事業者が事務所を設置し窓口を設けるといった提案は妨げません。その際には、事務所整備に必要な費用を準備業務費用に組み込んでいただいで結構です。ただし、最終的な業務形態等については協議により決定します。 また、県市が作成する媒体への掲載等、可能な範囲で広報の協力を行います。
23	別紙	2	管理運営基準	50	31	204	本公演は①準備業務②自主事業③開館式典事業（別途委託）のどれに該当するのでしょうか？ ①または②に該当する場合、かかる経費を収支計画に予め組み込むという解釈で宜しいでしょうか？	オープニングイベントにつきましては、別途発注する予定ですので、収支計画に組込む必要はありません。
24	別紙	2	管理運営基準	50	31	204	市施設のオープニングシリーズの上演内容について、提案し、タ⑮の後ろに添付するとのことですが、県施設に関するオープニングシリーズの上演内容の提案は必要でしょうか。また、必要な場合は、どこに差し込みを行えばよいでしょうか。	県施設の開設当初の自主事業は、準備業務において協議しますので、提案の必要はありません。
25	添付資料	2				213	舞台機構工事の図面を拝見させていただきましたが、反響板の仕様はわかりましたが反響板の設置にかかる時間が確認できませんでしたのでお知らせください。	音響反射板は、現在制作中のため、設置準備に要する時間は判明していません。
26	添付資料	7				219	提案事業収入が収入に見込まれる場合、添付資料7の示す「指定管理者の収入」は、指定管理者の全ての収入を指すものではないということでしょうか？ また、添付資料7の示す「利用料金等」と、添付資料13の示す「1. 利用料金収入等」は異なるものを指すということでしょうか？その場合、今一度各資料の示す詳細項目についてご教示ください。	添付資料7に示す講座実施の実費は、提案事業において講座実施に要する費用額相当を参加者等から徴収することによる収入を想定していません。 添付資料13に示す「1. 利用料金収入等」は、貸出による利用料金収入（市施設については、提案事業分を含む。）及び県創業支援施設の光熱水費の収入試算です。 なお、添付資料7は、本施設（公の施設以外も含む。）において指定管理者等に見込まれる収入等を列挙したものです。添付資料13は、添付資料7の指定管理料等を試算するに当たり、県及び市が指定管理者の収入として見込んだものです。
27	添付資料	11				233	備品の調達費用については、準備業務に組み込むとの解釈で宜しいでしょうか？	指定管理者が調達する備品費用については、指定管理料に含めてください。 支出については、事業収支計画書（市施設）の（2）支出の運営費の各欄中の対応する施設の箇所に記載してください。
28	添付資料	13				235	別紙2 管理運営基準 P.32・36・45に記載されている、指定管理料として見込まれている各提案事業の差額は税込金額でしょうか？	お見込みのとおりです。

29	添付資料	13			241	指定管理料等とは、指定管理料及び付帯業務に伴う業務委託料と記載がありますが、子育て支援市施設他10,546（千円）が業務委託料に当たるという解釈で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
30	添付資料	15			249	「市が施設を利用する場合、施設利用料を支払う予定」とのことですが、減免の対象になりますでしょうか。また減免となる場合は、添付資料15の市直営事業や市提案事業（指定管理者提案）の場合及び市の各部署の利用も減免対象になりますでしょうか。	減免の対象にはしない予定です。
31	添付資料	15			249	「市が施設を利用する場合、施設利用料を支払う予定」とのことですが、県が県施設を利用する場合も施設利用料を支払う予定でしょうか。また、減免が適用される場合、減免の適用範囲を提示願います。	県が県施設を利用する場合も施設利用料を支払う予定です。また、その場合の減免は予定していません。
32	図面関係				255、256	各種設備のメーカーは未定と回答していただいておりますが、各機器の予定数量等を開示してください。	建設工事の図面等の各設備工事の図面及び参考数量書をご参照ください。
33	図面関係				95、96、126、127、130、135、138、141、及び142	建設工事の図面等の新築工事（その1）及び新築工事（その2）を参照することが回答されましたが、ホームページにその資料が見当たりません。材質や面積が算出できる資料の開示をお願い致します。	建設工事の図面等（1～8）の配布を希望する場合は、県産業拠点整備課(a3930@pref.saitama.lg.jp)宛に、団体名・担当者名・連絡先電話番号を明記の上、電子メールで申し込んでください。
34	様式	7			262	様式7に係る説明との解釈で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。 なお、質問に対する回答（8月19日公表）の回答番号262及び263については様式7に係る回答です。該当箇所に「7」の記載が漏れていましたので訂正します。
35	様式	8-14-1～8-14-7			270	様式8-14-3では、維持管理費の中で面積当たりの単価が異なる場合、区分ごとの記載に加え、更に①ホールの供用開始、維持管理等の分②それ以外の分とに分けた記載が必要ということでしょうか？	お見込みのとおりです。 平成27年3月1日から3月31日までの分については、様式8-14-2に、平成27年4月1日以降の分については、様式8-14-3に記載してください。
36	様式	全般			278	提案書に別添資料を添付する際に、資料の制限枚数は設定されておりますでしょうか？ご教示下さい。	提案書の各様式、その添付資料の合計枚数は、様式8-2の「枚数」（片面印刷による枚数）の範囲内としています。